

# 別添5

環自野発第 19112920 号

令和元年 12 月 6 日

各都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

（ 公 印 省 略 ）

## 指定管理鳥獣捕獲等事業における猟銃用火薬類等の取扱について

今般、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の一部が改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定事業」という。）についても一定数量以下の実包等については、無許可譲受の対象とされたところです。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法についての一部改正に関する通知（令和元年 12 月 6 日付け環自野発第 1911283 号自然環境局長通知）が発出されたところですが、指定事業を発注する都道府県又は国の機関におかれては、委託を受けた者の実包管理の状況について、捕獲等業務計画書及び業務報告書により把握・確認し、必要に応じ、適切な実包管理について委託を受けた者に対して指導願います。

なお、無許可譲受票については、経済産業省及び警察庁と協議の結果、従前と同様に取り扱うこととしたものであり、経済産業省及び警察庁からも別添のとおり関係部局に対し通知されているので、承知願います。

環自野発第 19112920 号

令和元年 12 月 6 日

各地方環境事務所長 殿

各自然環境事務所長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

( 公 印 省 略 )

指定管理鳥獣捕獲等事業における猟銃用火薬類等の取扱について

今般、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の一部が改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定事業」という。）についても一定数量以下の実包等については、無許可譲受の対象とされたところです。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法についての一部改正に関する通知（令和元年 12 月 6 日付け環自野発第 1911283 号自然環境局長通知）が発出されたところですが、指定事業を発注する都道府県又は国の機関におかれては、委託を受けた者の実包管理の状況について、捕獲等業務計画書及び業務報告書により把握・確認し、必要に応じ、適切な実包管理について委託を受けた者に対して指導願います。

なお、無許可譲受票については、経済産業省及び警察庁と協議の結果、従前と同様に取り扱うこととしたものであり、経済産業省及び警察庁からも別添のとおり関係部局に対し通知されているので、承知願います。